

【 リハビリテーション 】

660 未破裂脳動脈瘤術後に対する脳血管疾患等リハビリテーション料の算定について

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

未破裂脳動脈瘤の術後に対するH001 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料の対象となる患者については、厚生労働省通知^{*}に「「特掲診療料の施設基準等」の「別表第九の五」に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が脳血管疾患等リハビリテーションが必要であると認めるもの」と示されており、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳外傷、脳炎、急性脳症（低酸素脳症等）、髄膜炎等とされているが、未破裂脳動脈瘤は、これらの疾患には該当しない。

以上のことから、未破裂脳動脈瘤の術後に対するH001 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定は、原則として認められないと判断した。

ただし、未破裂脳動脈瘤の手術後に、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などを合併することがあり、これらの合併病名の記載がある場合は、算定を認めることとした。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について